

先生各位

## 検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご愛顧を賜り有難く厚く御礼申し上げます。  
さて、平成30年10月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1031第2号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が下記の通り改正され平成30年11月1日より適用されることになりました。  
取り急ぎご案内いたしますので、よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

謹白

### 記

#### ●検査方法が追加された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
<b>D009 腫瘍マーカー</b>					
26	ヒト精巢上体蛋白4 (HE4)	ECLIA法	200	生化学Ⅱ 144	*

[注]下線部が追加変更されました。

\*：「26」のヒト精巢上体蛋白4は、CLIA法又はECLIA法により測定した場合に算定できる。

#### ●検査方法が追加された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
<b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b>					
2	クラミジア・トラコマチス核酸検出	TRC法	204	微生物 150	*
	淋菌核酸検出				
4	淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	TRC法	286		

[注]下線部が追加変更されました。

\*：「2」クラミジア・トラコマチス核酸検出

イ PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。

「2」淋菌核酸検出

イ DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿を含み、女子尿を含まない。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。

「4」淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出

イ TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。